



日本銀行金融ネットワークシステム
コンピュータ接続利用案内

2016年2月

日本銀行
BANK OF JAPAN

システム情報局

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1. 利用申込方法 | |
| 1. 1 利用対象業務 | 2 |
| 1. 2 コンピュータ接続対象店舗 | 2 |
| 1. 3 利用を希望する場合の手続 | 2 |
| 2. 利用申込に関する審査事項等 | |
| 2. 1 審査事項 | 10 |
| 2. 2 共同センターの利用に関する留意点 | 13 |
| 3. 利用に関する変更の手続等 | |
| 3. 1 利用に関する変更の手続 | 14 |
| 3. 2 審査用調査表等の記載内容に変更がある場合の取扱 | 15 |
| 4. 利用料金 | 17 |

はじめに

本書は、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）の利用先が、コンピュータ接続による日銀ネットの利用を行う場合における、申込手続や運用等に関する留意点を取り纏めたものです。本書に関する照会は、下記宛にご連絡ください。

また、コンピュータ接続により日銀ネットを利用する場合に必要となるシステム開発関連資料（日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続仕様書）は、コンピュータ接続の利用を希望もしくは検討する金融機関等（コンピュータ接続にかかるシステム開発を第三者に委託する場合も含まれます。）、またはコンピュータ接続を利用する金融機関等に対してコンピュータ接続にかかるシステムを提供することを目的に当該システムを開発もしくは開発を検討する先に対して開示いたします。

いずれの場合も所定の書式による届出が必要となりますので、下記宛にご連絡ください。

（本書に関する照会先）

日本銀行システム情報局

システム企画課 総務グループ

〒183-8702 東京都府中市日鋼町1-19

電話番号：042-351-1449

電子メール：post.issd109@boj.or.jp

1. 利用申込方法

1. 1 利用対象業務

コンピュータ接続の利用申込に当っては、当該業務について日銀ネットの利用が認められていることが前提となります。

コンピュータ接続の利用を申込みことができる利用対象業務は下表のとおりです。この利用対象業務単位でコンピュータ接続の利用申込が可能です。

| コンピュータ接続の利用対象業務 |
|------------------------------|
| 当座勘定取引 |
| 当座勘定（同時決済口）取引関係事務 |
| 外国為替円決済制度関係事務 |
| 国債売買関係事務 |
| 振替社債等資金同時受渡関係事務 |
| 金融調節等入札連絡事務 |
| 金利スワップ担保国債管理関係事務 |
| 相対型電子貸付関係事務 |
| 入札型電子貸付（共通担保資金供給オペレーション）関係事務 |
| 担保関係事務 |
| 国債発行関係事務 |
| 国債振替決済関係事務 |
| 国債資金同時受渡および同時担保受払関係事務 |
| 業務運営等関係事務 |

1. 2 コンピュータ接続対象店舗

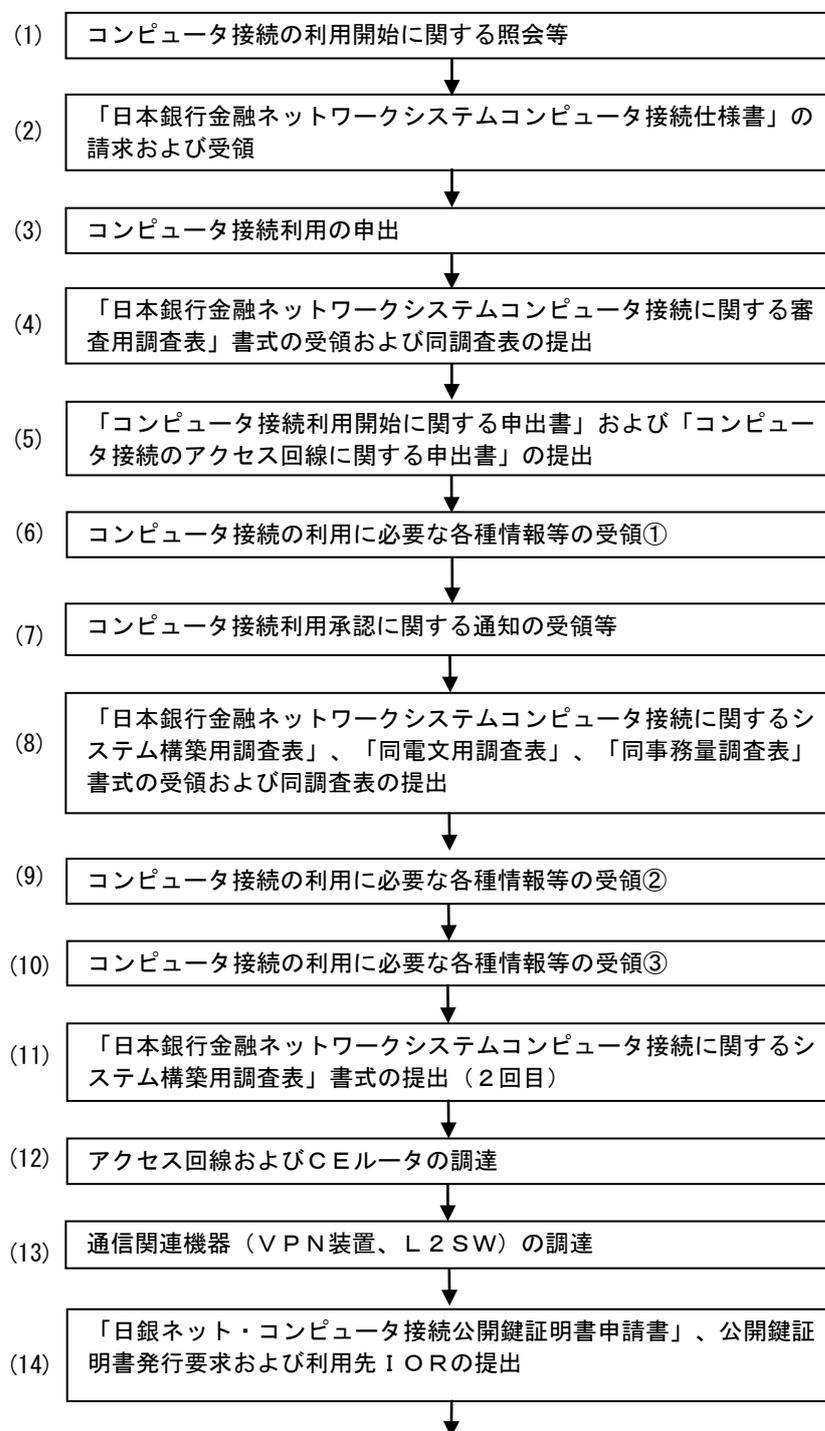
コンピュータ接続対象店舗は、日銀ネットの各利用先において1店舗のみとなります（利用対象業務ごとにコンピュータ接続対象店舗を区々とすることはできません。）。

1. 3 利用を希望する場合の手続

日銀ネットの利用先によるコンピュータ接続の利用申込は随時受け付けます。その場合には所要の手続が必要となります。手続の流れは概ね以下のとおりです。

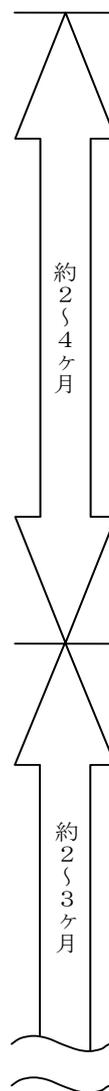
<コンピュータ接続の利用開始までのフロー（概要）>

所要期間の目安

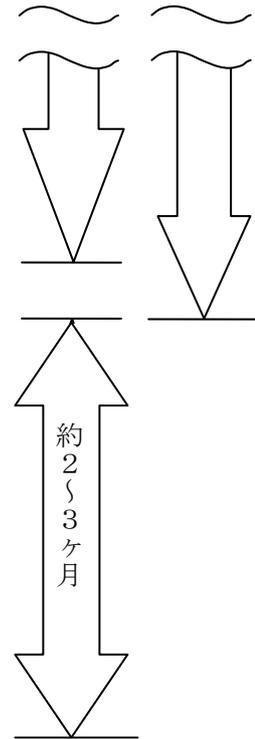
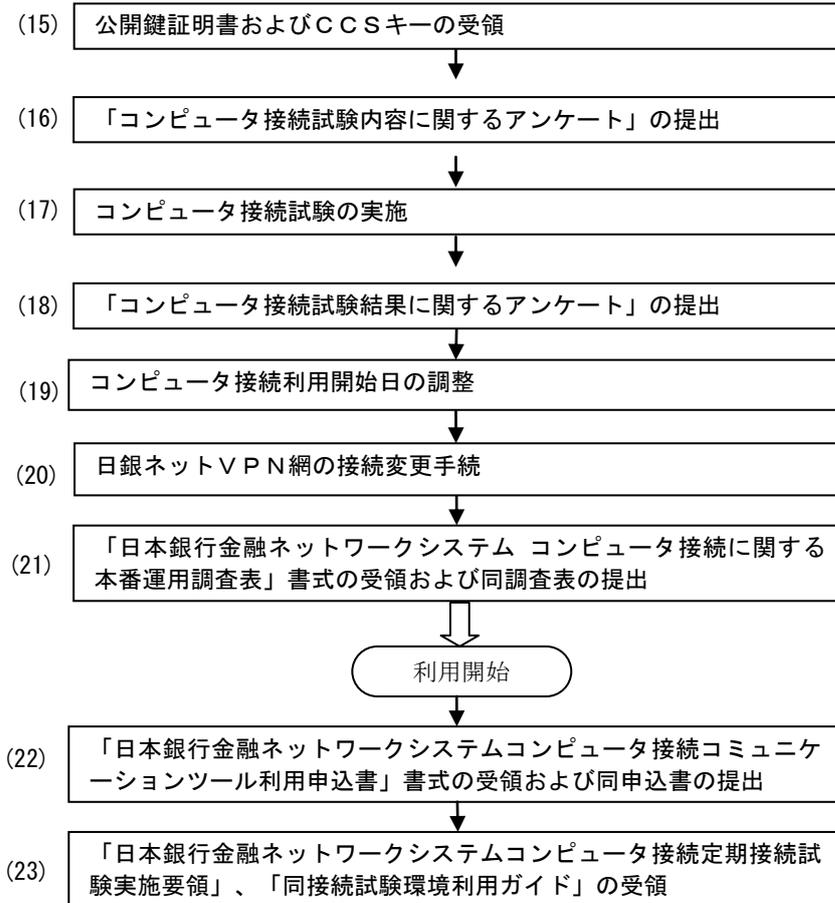


日本銀行との間の
手続

（参考）コンピュータ接続利用希望先側の回線敷設



所要期間の目安



＜コンピュータ接続の利用を希望する場合の手続＞

(1) コンピュータ接続の利用開始に関する照会等

コンピュータ接続の利用に関する照会等は、日本銀行システム情報局システム企画課総務グループに電話または電子メールで行ってください。

(2) 「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続仕様書」の請求および受領

コンピュータ接続の仕様等については、「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続仕様書」（以下「仕様書」といいます＜別冊、サンプルコード、IDLを含む＞。）を参照してください。

仕様書の入手方法についての照会は、本書の「はじめに」をご覧ください。

(3) コンピュータ接続利用の申出

コンピュータ接続の利用を希望する場合は、日本銀行システム情報局システム企画課総務グループに、コンピュータ接続の利用希望の申出を電話または電子メールにより連絡してください。

(4) 「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関する審査用調査表」書式の受領および同調査表の提出

申出受付後、日本銀行システム情報局システム企画課総務グループはコンピュータ接続利用希望先（以下「利用希望先」といいます。）に「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関する審査用調査表」（以下「審査用調査表」といいます。）の書式を電子メール等により送付しますので、必要事項を記入のうえ日本銀行システム情報局システム企画課総務グループに提出してください。

(5) 「コンピュータ接続利用開始に関する申出書」および「コンピュータ接続のアクセス回線に関する申出書」の提出

コンピュータ接続による日銀ネットの利用開始を希望する旨の申出の連絡をした後、日本銀行システム情報局システム企画課総務グループの案内に従って、「コンピュータ接続利用開始に関する申出書」および「コンピュータ接続のアクセス回線に関する申出書」を日本銀行業務局統括課事務統括グループに提出してください。

(6) コンピュータ接続の利用に必要な各種情報等の受領①

日本銀行システム情報局システム企画課総務グループは、審査用調査表受付後、「利用先要望試験実施要領」および利用希望先のシステム構築等において必要な各種情報等（外部記憶媒体に収録）を送付します。

【利用希望先に配付する各種情報等】

| | 資料名称 | 概要 |
|---|-------------------|-------------------------------------|
| 1 | 利用先要望試験実施要領 | 日本銀行と利用が承認された先間で実施するコンピュータ接続試験の実施要領 |
| 2 | 日本銀行シミュレータ | 日本銀行シミュレータのプログラム本体 |
| 3 | 日本銀行シミュレータ利用マニュアル | 日本銀行シミュレータの利用方法 |

(7) コンピュータ接続利用承認に関する通知の受領等

日本銀行では、利用希望先からの審査用調査表に基づき所定の審査を行います。審査の過程において日本銀行から調査表の内容を照会させていただく場合があります。

また、日本銀行における利用承認後、日本銀行業務局総務課総合企画グループは利用希望先に利用を承認する旨を通知します（以下、利用を承認された利用希望先を「利用承認先」といいます。）。

(8) 「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関するシステム構築用調査表」、「同電文用調査表」、「同事務量調査表」書式の受領および同調査表の提出

日本銀行システム情報局システム企画課総務グループにおいてシステム構築および日銀ネットの安定運行に必要な情報を利用承認先から聴取するために「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関するシステム構築用調査表」（以下「システム構築用調査表」といいます。）、「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関する電文用調査表」（以下「電文用調査表」といいます。）および「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関する事務量調査表」（以下「事務量調査表」といいます。）の書式を電子メール等により送付します。必要事項を記入のうえ日本銀行システム情報局システム企画課総務グループに提出してください。なお、システム構築用調査表は2回に分けて提出していただきますが、ここでは1回目の提出となります。

(9) コンピュータ接続の利用に必要な各種情報等の受領②

日本銀行システム情報局システム企画課総務グループは、コンピュータ接続の利用承認通知後に日本銀行 I O R および I O R 設定等資料（外部記憶媒体＜正・副＞に収録）を送付します。日本銀行 I O R については、利用承認先システムに設定してください。

【利用承認先に配付する各種情報等】

| | 資料名称 | 概要 |
|---|-------------|--------------|
| 1 | I O R 設定等資料 | I O R の設定内容等 |
| 2 | 日本銀行 I O R | 日本銀行の I O R |

(10) コンピュータ接続の利用に必要な各種情報等の受領③

日本銀行システム情報局システム企画課総務グループは、回線業者への申込みが終了した利用承認先に対して、システム構築等において必要な各種情報等（外部記憶媒体に収録）を送付します。

【利用承認先に配付する各種情報等】

| | 資料名称 | 概要 |
|---|-------------------------|---|
| 1 | ネットワーク機器設定等資料 | V P N装置における必要最低限の設定内容（基本設定）、日本銀行センター側の I Pアドレスおよび利用承認先のサイト側の I Pアドレス等 |
| 2 | ネットワーク疎通確認手順書 | ネットワーク疎通確認試験実施時の手順書 |
| 3 | 日銀ネット・コンピュータ接続公開鍵証明書申請書 | 個別利用先毎に必要な情報を補記した公開鍵証明書申請書の書式 |

(11) 「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関するシステム構築用調査表」書式の提出（2回目）

「コンピュータ接続の利用に必要な各種情報等の受領③」後、必要事項を記入のうえ日本銀行システム情報局システム企画課総務グループにシステム構築用調査表の2回目の提出を行ってください。

(12) アクセス回線およびC Eルータの調達

アクセス回線およびC Eルータについては、システム構築用調査表の参考情報として記載された回線業者に連絡し、その指示にしたがって回線敷設等の対応を行ってください。

(13) 通信関連機器（V P N装置、L 2 S W）の調達

通信関連機器（V P N装置、L 2 S W）については、日本銀行の推奨モデル（システム構築用調査表の参考情報として記載）を利用承認先が選定した業者から調達してください。

—— V P N装置のO Sの選定およびバージョンアップの要否の判断は利用承認先の責任で実施してください。なお、コンピュータ接続の利用開始後に、O Sのバージョン変更等を実施する際には、事前に日本銀行に連絡のうえ、「コンピュータ接続仕様変更連絡書」を日本銀行システム情報局システム企画課総務グループに提出してください。

(14) 「日銀ネット・コンピュータ接続公開鍵証明書申請書」、公開鍵証明書発行要求および利用先 I O Rの提出

日本銀行から送付されたネットワーク機器設定等資料を参照のうえV P N装置から公開鍵証明書発行要求を取得し、外部記憶媒体（C D - R（正・副））にこれを格納して封筒に収容、封印のうえ、コンピュータ接続公開鍵証明書申請書とともに、日本銀行業務局統括課事務統括グループに提出してください。また、利用先 I O R（日本銀行から提示したファイル名）については、公開鍵証明書発行要求とは別の外部記憶媒体（C D - R（正・副））に収録のうえ、日本銀行システム情報局システム企画課総務グループに提出してください。

(15) 公開鍵証明書およびCCSキーの受領

日本銀行では、利用承認先から提出された公開鍵証明書発行要求に基づき、公開鍵証明書を発行し、利用承認先から受領した外部記憶媒体（CD-R（正・副））に格納して、コンピュータ接続公開鍵引換証（適宜の書式）と引換えに、利用承認先に日本銀行業務局統括課事務統括グループの窓口（新館1F10番窓口）で交付します。利用承認先は、ネットワーク機器設定等資料を参照のうえ公開鍵証明書のVPN装置への搭載作業を行ってください。また、CCSキーについても外部記憶媒体（CD-R（正・副））に収録して交付いたしますので、利用承認先システムに導入してください。

(16) 「コンピュータ接続試験内容に関するアンケート」の提出

利用承認先は、選択したコンピュータ接続試験の内容（工程および項目）を「コンピュータ接続試験内容に関するアンケート」に記入して、日本銀行システム情報局新日銀ネット構築運行課対外接続基盤グループへ提出してください。

(17) コンピュータ接続試験の実施

日本銀行と事前に調整した試験日程および試験内容で接続試験を実施します。なお、日本銀行との接続試験を行うに当たっては、事前に「日本銀行シミュレータ」等を使用した利用承認先内での試験を十分に実施してください。

(18) 「コンピュータ接続試験結果に関するアンケート」の提出

利用承認先は、試験終了後に「コンピュータ接続試験結果に関するアンケート」を日本銀行システム情報局新日銀ネット構築運行課対外接続基盤グループへ提出してください。

(19) コンピュータ接続利用開始日の調整

日本銀行システム情報局システム企画課総務グループは、日本銀行との接続試験が問題なく終了し、利用承認先の運用等について整備された場合は、本番利用の開始日を調整のうえ確定します。

(20) 日銀ネットVPN網の接続変更手続

利用開始日確定後、接続試験で利用していた接続試験網から本番網に接続変更を行う（利用開始日の前営業日）必要があります。この場合、回線変更申込書を利用開始日の20営業日前までに回線業者に提出してください。

—— 詳細については、回線業者へお問い合わせください。

(21) 「日本銀行金融ネットワークシステム コンピュータ接続に関する本番運用調査表」書式の受領および同調査表の提出

日本銀行から「日本銀行金融ネットワークシステム コンピュータ接続に関する本番運用調

査表」（以下、コンピュータ接続の本番運用における連絡先等の調査表を「本番運用調査表」といいます。）の書式を電子メール等により送付しますので、必要事項を記入のうえ、利用開始日の5営業日前までに日本銀行システム情報局システム企画課総務グループに提出してください。

なお、利用開始日直前の休日に接続試験（疎通確認処理等による疎通確認）を希望する場合は、予め日本銀行システム情報局システム企画課総務グループと実施日等を調整してください。

また、利用開始日における移行の不具合等を考慮したコンティンジェンシー・プランを予め作成しておくことを推奨します。

(22) 「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続コミュニケーションツール利用申込書」書式の受領および同申込書の提出

日本銀行から「コミュニケーションツール利用申込書（正式提供用）」の書式を電子メール等により送付しますので、必要事項を記入のうえ、日本銀行システム情報局システム企画課総務グループに提出してください。

(23) 「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続定期接続試験実施要領」、「同接続試験環境利用ガイド」の受領

日本銀行システム情報局システム企画課総務グループは、上記（22）の申込書を受付けた場合、「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続定期接続試験実施要領」、「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続定期接続試験環境利用ガイド」を電子メール等により送付いたします。定期接続試験を実施する場合にご利用ください。

2. 利用申込に関する審査事項等

2. 1 審査事項

日本銀行は、コンピュータ接続の利用申込を行った日銀ネット利用先が当該業務についての対象先であることを確認したうえで、審査用調査表をもとに¹、主として以下の(1)から(5)の観点から申込内容の審査を行います。

また、コンピュータ、通信回線または通信関連装置を他のコンピュータ接続の利用先（以下「コンピュータ接続先」といいます。）と共同で利用してコンピュータ接続を利用すること（以下、こうした利用形態のコンピュータセンターを「共同センター」といいます。）について申込があった場合には、併せて以下の(6)の観点からも申込内容の審査を行います。

(1) システム構成面

- ① 利用希望先コンピュータセンターのインフラ設備は、災害対策に配慮したものとなっていること。
- ② 利用希望先コンピュータセンターと日本銀行メインセンターおよびバックアップセンターとの間でそれぞれ支障なく通信を行い得るネットワークおよびシステム構成（通信回線、機器、ソフトウェア等）となっていること。
 - 仕様書に準拠したネットワークおよびシステム構成になっていること。
 - その他コンピュータ接続を行ううえで支障が生じないこと。なお、Computer-to-computer Connections System（以下「CCS」といいます。）コンピュータの設置場所は日本国内に限ります。
- ③ システム構築にあたり、セキュリティ上の脅威を未然に防止するための所要の対策を講じていること。
 - 仕様書に準拠したセキュリティ対策を講じていること。

(2) 事務処理体制面

- ① システム運用にあたり、セキュリティ上の脅威を未然に防止するための所要の対策を講じていること。
 - 仕様書に準拠したセキュリティ対策を講じていること。
- ② 守秘義務の生じる情報の管理体制を十分整備していること。

¹ 審査の必要上、追加的にヒアリングを行わせて頂く場合があります。

- ③ コンピュータセンターの所有者または管理者が第三者である場合、当該第三者に対して十分な管理体制を講じていること。
- ④ コンピュータセンターにおけるシステム開発、運用等を第三者に委託する場合、当該第三者に対して十分な管理体制を講じていること。

(3) 障害対応面

- ① ネットワーク障害時の運用および体制を十分整備していること。
 - 仕様書に準拠した障害対応手順を実施することが可能であること。以下(3)において同じ。
- ② 利用希望先におけるシステム障害またはコンピュータセンター障害時の運用および体制を十分整備していること。
 - メインサイトにおける正系（または片系）システムのための障害時に、直ちに副系システム（または正常に稼働している系）に切替えてコンピュータ接続を継続できること。
 - メインサイト障害時に、バックアップサイトに切替えてコンピュータ接続を継続できること、または日銀ネット端末^(注)により業務処理を継続できること。

(注) 電文の送信は端末入力（ファイルアップロード・ダウンロード機能または手入力による日銀ネット端末からの入力をいいます。）により代替し、電文の受信は代替出力により代替します。

(バックアップサイトに切替えてコンピュータ接続を継続するとき)

- ・ 障害発生時刻にかかわらず、切替時間を考慮しても、当日中に終わるべき業務を支障なく遂行できること。
- ・ 日本銀行が主催する障害対応訓練に定期的に参加できる体制を整えており、バックアップサイトにおける運用体制を整備していること。

(代替手段により業務処理を継続するとき)

- ・ 端末入力代替する場合、障害発生時において継続すべき業務を支障なく遂行できること。
- ・ 端末出力代替する場合、事務処理体制を整備していること。

- ③ 日本銀行におけるシステム障害またはコンピュータセンター障害時の運用および体制を十分整備していること。

(4) システム開発面

- ① 日本銀行におけるシステム対応上支障がないこと。
- ② 適切なシステム開発計画が策定されていること。
 - 調達・開発スケジュール、開発体制について、十分な実現可能性が見込まれること。
 - 日本銀行との接続試験において、十分な試験内容および接続試験回数・期間を確保することが可能であること。
 - 開発遅延・試験不調時等において、フォールバック手段等が確保されており、現行業務に支障が生じないこと。

(5) 海外法制面等

- ① 海外にコンピュータセンターを設置する場合には、当該サイトから発出する取引データは当該国におけるデータ保護法等の法体系において真正かつ有効なものとして扱われること。
- ② その他当該国の法体系において、コンピュータ接続に支障が生じるような事項がないこと。

(6) 共同センターの利用に関する事項

- ① 電文の送受信を行ううえで問題がないこと。
 - 以下の点について、適切かつ十分な措置が講じられていること。
 - イ、共同センターの利用先間で成りすましおよび改ざんが行われないための措置が講じられていること。
 - C C Sを共用する場合には、ポート番号、C P U接続制御コード、C C Sキーおよび当日キーの生成ロジックを、C C Sを共用する他者に盗取されないシステム構成となっていること。
 - ロ、共同センターの利用先間で電文が混同しないための措置が講じられていること。
 - C C Sを共用する場合には、I Pアドレスに加えて、ポート番号およびC P U接続制御コードを組み合わせる金融機関等の識別を行える仕組みとなっていること。
- ② 障害発生時の運用および体制を十分整備していること。
 - 以下の運用および体制を整備していること。
 - イ、日本銀行、共同センターの利用先および共同センターの運営者の各々の間で、連絡体制が整備されていること。また、こうした体制が書面等により明確に定められていること。
 - ロ、障害時の対応策の決定において、共同センター全体としての方針と共同センター

の利用先ごとの事情に即した対策との調整および障害対応が適切かつ迅速になされ、業務処理の継続に支障を生じない体制となっていること。また、こうした体制が書面等により明確に定められていること。

—— なお、複数先が同時に障害に陥った場合には、単独の場合に比べて代替手段による処理時間が長くなる点を考慮すること。

③ 共同センターの利用に伴うリスクの集中や日本銀行のシステム開発負担の観点から、利用が不適當であると判断される特段の事由がないこと。

—— 共同センターが扱う事務量や共同センターの利用先数が極めて多い場合、リスクが集中することから、共同センターの利用を不適當であると判断する場合がある。また、コンピュータ接続において共同センターの利用を可能とするため日本銀行側のシステム開発負担が大幅に増大する場合には、共同センターの利用を不適當であると判断することがある。

2. 2 共同センターの利用に関する留意点

共同センターを利用する場合は、以下の点にご留意ください。

○ 接続試験環境および接続試験網に恒久的に接続可能な開発環境について、本番環境に影響を及ぼすことのないよう整備を行わない場合、共同センターの稼動開始後に当該共同センターの利用先追加に伴うテストを平日に実施することは困難となります。

3. 利用に関する変更の手続等

3. 1 利用に関する変更の手続

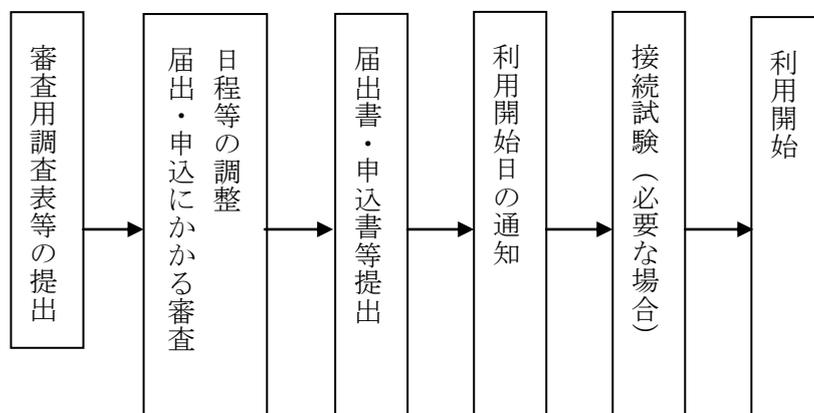
コンピュータ接続の利用先が、コンピュータ接続の利用対象業務を変更する場合のほか、次表に掲げる事項を変更する場合には、日本銀行システム情報局システム企画課総務グループに事前にご相談のうえ、適宜の書面により日本銀行に届出て、その承認を得てください。

| 届出事項 | 届出先 |
|---|------------------------|
| ① コンピュータ、通信回線または通信関連装置の共同利用に関する事項 | 業務局 |
| ② コンピュータ接続先が使用するコンピュータ、通信制御装置および通信回線に関する事項（①を除く。） ③ コンピュータ接続の利用 E X 一方通知電文の変更 ④ コンピュータ接続先が日本銀行におけるコンピュータ接続先の識別のために定めた番号 | システム情報局 ^(注) |
| ⑤ コンピュータセンターに関する事項（コンピュータセンターの変更、追加または廃止、コンピュータセンターにおける運用の委託等） ⑥ 上記①から⑤までのほか、日本銀行が日銀ネットの運営上管理する必要があると認める事項 | 業務局 |

(注) ②から④まで以外の届出事項を同時に届出する場合等、届出先を業務局とすることがあります。

また、手続の流れおよびそれに必要な期間は概ね以下のとおりです（コンピュータ接続の利用に関する変更の内容に応じ、一部を省略することがあります。）。

<変更手続の流れ>



< 審査用調査表等の提出から利用開始までの大凡の所要期間 >

| 届出事項 | 所要期間 ^(注) |
|-----------------------|---------------------|
| ①利用対象業務・利用電文の変更（試験あり） | 5ヶ月 |
| ②利用対象業務・利用電文の変更（試験なし） | 4ヶ月 |
| ③バックアップサイトの構築 | 6ヶ月 |
| ④コンピュータセンターの移転 | 5ヶ月 |
| ⑤通信回線の増速 | 5ヶ月 |

(注) 上記の手續に必要な期間はあくまで目安であり、諸事情により増減することがあります。

3. 2 審査用調査表等^{*}の記載内容に変更がある場合の取扱

コンピュータ接続の利用内容の変更やその他の事由により、審査用調査表等の記載内容に変更が生じる場合には、日本銀行に速やかに連絡のうえ、変更内容を記入した審査用調査表等を変更日の事前に、日本銀行システム情報局システム企画課総務グループに提出してください。

日本銀行では、必要に応じ、変更箇所について再審査を行います。

—— 事務量調査表に関しては、日本銀行に対して直近に届出した記載内容から大幅に変更される場合（1割以上の増減を目途とする）やそうしたことが見込まれる事象が生じた場合に、速やかに、日本銀行システム情報局システム企画課総務グループにご連絡ください。また、本項目に関しては、日本銀行が必要と認めた場合には改めてその内容を調査します。

—— 共同センターの利用先については、自らの調査表記載内容に変更がない場合でも、他の共同利用先の記載内容の変更や、共同センターを利用したコンピュータ接続の新規の利用申出に伴い、当該先と同一の共同センターを利用する全ての先について再審査を行うことがあります。

再審査の結果、問題（障害対応力が不十分等）が生じる場合には、まずは改善（障害対応力の強化等）を求めていくこととなります。その期限や具体策については当該先とも相談しますので、前広に日本銀行にご連絡ください。仮に期限内に改善がみられない場合には、コンピュータ接続の利用を認めない（利用承認を取り消す）こととする場合があります。

—— 再審査の結果、共同センターの利用先に問題が生じる場合には、当該共同センターの全利用先を対象に改善を求めていくことがあります。その期限や具体策については当該先とも相談しますので、前広に日本銀行にご連絡ください。仮に期限内に改善がみられない場合には、当該共同センターの利用先または利用申込先の全部または一部の先について、コンピュータ接続の利用を認めない（利用承認を取り消す）こととする場合があります。

また、日本銀行からの通知の送付希望先の変更につきましては、必ず日本銀行システム情報局システム企画課総務グループにご連絡ください。

※<記載内容に変更があった場合に提出する調査表>

| 調 査 表 名 | 提 出 先 |
|--------------|------------------------------|
| ① 審査用調査表 | システム情報局 システム企画課 総務グループ |
| ② システム構築用調査表 | |
| ③ 電文用調査表 | |
| ④ 事務量調査表 | |
| ⑤ 本番運用調査表 | |

4. 利用料金

コンピュータ接続にかかる利用料金は、以下のとおりとします。

通常回線^(注)：通信回線の区分に応じ、1通信回線1か月につき日本銀行が別に定める料率を基準に徴求します。

通常回線以外：無料

(注) 通常回線とは、コンピュータ接続の通信回線のうち、コンピュータ接続先メインサイトと本番網を結ぶ主系および副系の回線（開発環境用の回線を除く。）の双方を指します。なお、メインサイト（本番環境用）は二重化することが必須です。

以 上

<付録>

【コンピュータ接続利用手続一覧】

| 項番 | 手続内容 | 配付形態等 ² | 日本銀行の窓口部署 |
|----|--|--------------------|---|
| 1 | コンピュータ接続の利用開始に関する照会等 | 電話または電子メール | システム情報局システム企画課総務グループ |
| 2 | 「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続仕様書」の請求および受領 | 電子メール等 | システム情報局システム企画課総務グループ |
| 3 | コンピュータ接続利用の申出 | 電話または電子メール | システム情報局システム企画課総務グループ |
| 4 | 「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関する審査用調査表」書式の受領および同調査表の提出 | 電子メール、紙面 | システム情報局システム企画課総務グループ |
| 5 | 「コンピュータ接続利用開始に関する申出書」および「コンピュータ接続のアクセス回線に関する申出書」の提出 | 電子メール、紙面 | 業務局統括課事務統括グループ |
| 6 | コンピュータ接続の利用に必要な各種情報等の受領① ・利用先要望試験実施要領 ・日本銀行シミュレータ ・日本銀行シミュレータ利用マニュアル | 外部記憶媒体 | システム情報局システム企画課総務グループ |
| 7 | コンピュータ接続利用承認に関する通知の受領等 | 紙面 | 業務局総務課総合企画グループ |
| 8 | 「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関するシステム構築用調査表」、「同電文用調査表」、「同事務量調査表」書式の受領および同調査表の提出 | 電子メール、紙面 | システム情報局システム企画課総務グループ |
| 9 | コンピュータ接続の利用に必要な各種情報等の受領② ・I O R設定等資料 ・日本銀行I O R | 外部記憶媒体 | システム情報局システム企画課総務グループ |
| 10 | コンピュータ接続の利用に必要な各種情報等の受領③ ・ネットワーク機器設定等資料 ・ネットワーク疎通確認手順書 ・日銀ネット・コンピュータ接続公開鍵証明書申請書 | 外部記憶媒体 | システム情報局システム企画課総務グループ |
| 11 | 「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関するシステム構築用調査表」書式の提出（2回目） | 電子メール、紙面 | システム情報局システム企画課総務グループ |
| 12 | アクセス回線およびC E ルータの調達 | — | 《回線業者》 |
| 13 | 通信関連機器（V P N装置、L 2 S W）の調達 | — | 《関連業者》 |
| 14 | 「日銀ネット・コンピュータ接続公開鍵証明書申請書」、公開鍵証明書発行要求および利用先I O Rの提出 | 外部記憶媒体 | 利用先I O R：システム情報局システム企画課総務グループ その他：業務局統括課事務統括グループ |
| 15 | 公開鍵証明書およびC C Sキーの受領 | 外部記憶媒体 | 業務局統括課事務統括グループ |

² 配付形態が「電子メール」となっているものは、紙面で送付することも可能です。

| | | | |
|----|--|-------------|------------------------------|
| 16 | 「コンピュータ接続試験内容に関するアンケート」の提出 | 電子メール | システム情報局新日銀ネット構築運行課対外接続基盤グループ |
| 17 | コンピュータ接続試験の実施 | — | システム情報局新日銀ネット構築運行課対外接続基盤グループ |
| 18 | 「コンピュータ接続試験結果に関するアンケート」の提出 | 電子メール | システム情報局新日銀ネット構築運行課対外接続基盤グループ |
| 19 | コンピュータ接続利用開始日の調整 | 電話または電子メール等 | システム情報局システム企画課総務グループ |
| 20 | 日銀ネットVPN網の接続変更手続 | — | 《回線業者》 |
| 21 | 「日本銀行金融ネットワークシステム コンピュータ接続に関する本番運用調査表」書式の受領および同調査表の提出 | 電子メール | システム情報局システム企画課総務グループ |
| 22 | 「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続コミュニケーションツール利用申込書」書式の受領および同申込書の提出 | 電子メール、紙面 | システム情報局システム企画課総務グループ |
| 23 | 「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続定期接続試験実施要領」、「同接続試験環境利用ガイド」の受領 | 電子メール等 | システム情報局システム企画課総務グループ |